

労働条件通知書（建設業）

（労働基準法第15条の明示事項入り・建設業向け／2024年4月・2026年10月改正対応）

年 月 日

氏名 殿

貴殿の労働条件を労働基準法第15条に基づき下記のとおり通知します。

■ 雇用者

事業所名	
所在地	
建設業許可番号	
CCUS事業者ID	
代表者	

■ 契約期間

契約形態	☐ 期間の定めなし ☐ 期間の定めあり
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日
試用期間	☐ なし ☐ あり（雇入れ日から ヶ月）
更新の有無	（自動更新／更新する場合がある／更新しない）
更新の判断基準	（契約期間満了時の業務量／勤務成績・態度／能力／会社の経営状況／工事の進捗状況）
更新の上限	通算契約期間 年まで／更新 回まで ☐ 上限なし
無期転換申込機会	通算契約期間が5年を超えることとなる更新のとき、申込みができる旨を記入して明示する（労基則5条5項） ☐ 該当しない ☐ 該当する（ ）
無期転換後の労働条件	（上の申込みにより成立する期間の定めのない労働契約の賃金・就業場所・業務など）

■ 就業場所・業務内容

就業場所	(現場名・所在地)
就業場所の変更の範囲	☐ 会社の定める全ての現場・事業所 ☐ ()に限る
配置転換	☐ あり(同社の他現場) ☐ なし
業務内容	(職種・職務)
業務の変更の範囲	☐ 会社の定める全ての業務 ☐ ()の業務に限る
CCUS 職種コード	
業務変更	☐ あり ☐ なし

■ 始業・終業時刻、休憩時間、所定労働日数

始業時刻	時 分
終業時刻	時 分
休憩時間	分
所定労働時間	1 日 時間 / 週 時間
所定労働日数	週 日 / 月 日 / 年 日
交替制(就業時転換)	☐ なし ☐ あり ()

■ 時間外労働(建設業)

所定外労働の有無	☐ あり ☐ なし
36 協定届出状況	☐ 締結済・届出済 届出日: 年 月 日
時間外労働上限	月 45 時間・年 360 時間(特別条項: 月 100 時間未満・年 720 時間以内・複数月平均 80 時間以内)
2024 年 4 月以降適用	建設業も上限規制の適用対象(罰則あり)
災害復旧復興工事の特例	☐ 該当(上限規制の一部適用除外・労基法附則 139 条) ☐ 非該当

■ 休日

法定休日	週 日(曜日:
所定休日	☐ 日曜 ☐ 祝日 ☐ 土曜(隔週) ☐ その他
週休制	☐ 完全週休 2 日 ☐ 4 週 8 休 ☐ その他
年間休日数	日

■ 休暇

年次有給休暇	雇入れ後6ヶ月で10日付与（以後法定どおり）
時季指定義務	年10日以上付与者には年5日の取得指定
特別休暇	慶弔／産前産後／育児／介護／生理等（社内規程による）
子の看護等休暇・介護休暇	法定どおり

■ 賃金

賃金形態	☐ 月給 ☐ 日給月給 ☐ 日給 ☐ 時給
基本給	金 円
諸手当	☐ 職長手当 ☐ 施工管理技士手当 ☐ 現場手当 ☐ 危険作業手当 ☐ 通勤手当 ☐ 家族手当 等
時間外労働割増	25%以上（月60時間超は50%以上）
休日労働割増	35%以上（法定休日）
深夜労働割増	25%以上（22時～5時）
賃金締切日	毎月 日
賃金支払日	翌月 日
支払方法	本人指定口座への振込
控除	所得税・住民税・社会保険料・雇用保険料・財形貯蓄等
昇給	☐ あり（年1回 月） ☐ なし
賞与	☐ あり（年 回 平均 月分） ☐ なし
退職金	☐ 建退共 ☐ 中退共 ☐ 社内規程による ☐ なし

■ 退職

定年	満 歳（再雇用制度有無：）
自己都合退職	30日前までに書面で申し出
解雇事由	就業規則第 条に定めるところによる

■ 社会保険・労働保険

健康保険	☐ 加入 保険者：
厚生年金	☐ 加入 基礎年金番号：
雇用保険	☐ 加入 番号：
労災保険	☐ 加入（建設の現場は元請が一括して加入。労働保険徴収法8

	条)
建退共	☐ 加入 被共済者番号：

■ 安全衛生・教育

健康診断	雇入れ時／毎年1回／特殊健診（有害業務従事時）
新規入場者教育	労働安全衛生法第59条に基づき各現場で実施
職長教育	職長業務従事者には労安法第60条に基づく教育を実施
特別教育・技能講習	クレーン・玉掛け・足場等の業務に必要な教育を実施
保護具	ヘルメット・フルハーネス型墜落制止用器具・安全靴等を支給・貸与

■ その他

就業規則	本社・現場事務所に備え付け、いつでも閲覧可能
相談窓口	（人事部・産業医・ハラスメント相談）
待遇の相違の説明を求める窓口（パート・有期雇用の場合に記入）	次の窓口に対して通常の労働者（正社員等）との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。部署名： 担当者職氏名： （連絡先： ） ※ 申出先が上の相談窓口と同じ場合は「同上」と記入して差し支えありません。説明を求めたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いには禁止されています。
CCUS 技能者 ID	（取得済／取得手続中）

■ 確認

上記労働条件を確認し、了承の上で雇用契約を締結します。

労働者署名： 印 日付： 年 月 日

■ 注意事項

- 本通知書は、労働基準法施行規則第5条第3項の書面で明示する事項（契約期間・更新の基準・就業場所と業務・労働時間等・賃金・退職）と、有期契約の無期転換に関する事項の記入欄を設けています。退職手当・賞与・安全衛生などは、定めがある場合に記入してください。
- 建設業は2024年4月1日より時間外労働の上限規制（罰則付き）が適用されています。
- 一人親方として就労する場合は労働者ではないため、別途請負契約書を締結してください。